

労働・助成金情報 特急便

第 86 号 (2019 年 12 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

賃金台帳と出勤簿の記載の決まり、そして最低賃金について紹介します。

< 賃金台帳 >

労働基準法には労働者を雇用したら、「使用者は各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない」となっています。常時使用される労働者の正社員、パートタイマー、アルバイト関係なく労働者別に作成します。

必ず記載する事項

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 賃金計算期間
- ④ 労働日数
- ⑤ 労働時間数
- ⑥ 時間外労働時間数
- ⑦ 休日労働時間数
- ⑧ 深夜労働時間数
- ⑨ 基本給や手当等の種類と額
- ⑩ 控除項目と額

保存期間

賃金台帳は、労働者の最後の賃金について記入した日から **3 年間**。

出勤簿は、労働者の最後の出勤日から **3 年間**。

※助成金の対象となる場合には、支給決定された時から賃金台帳・出勤簿・労働者名簿は、**最低 5 年間**の保存となっています。

⑤は、事業場の就業規則において法の規定と異なる所定労働時間または休日の定めをしている場合、就業規則をもとに労働時間数を記入する。

年次有給休暇は日数と時間を実際に労働に従事した日数と労働時間とみなして該当欄に記載するが、有給休暇日数と有給休暇時間が分かるように別掲して記入が望ましいとなっています。

⑥⑦⑧は、労働時間を延長した場合、休日に労働させた場合、午後 10 時から午前 5 時まで労働させた場合に、その延長時間数、休日労働時間数、深夜労働時間数を記入します。

⑨は、賃金の種類の中に現物支給がある場合はその評価総額を記入します。

※現物給与の価額は厚生労働大臣が定めることとなっています。住宅・食事以外の報酬等(通勤定期券・自社製品など)の価額は時価となっています。

※手当の種類例・・・通勤手当、皆勤手当、家族手当、宿直手当など

賃金台帳はこれらの必要な事項が記載されていれば、横書き縦書きその他の異なる様式であっても良いとなっています。

< 出勤簿 >

労働者の実際の出勤・労働時間状況が確認できる書類です。

出勤簿やタイムレコーダー(タイムカード)等の記録になります。

必ず記載する事項

- ① 各労働者の出勤日と労働日数(入社・退社時刻を含む)
- ② 日別の労働時間数
- ③ 時間外労働を行った日付と時刻・時間数
- ④ 休日労働を行った日付と時刻・時間数
- ⑤ 22 時から翌 5 時までの深夜労働を行った日付と時刻・時間数

<最低賃金制度>

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなければいけません。

最低賃金の種類

最低賃金には地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。

● 地域別最低賃金

産業や職種に関係なく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。各都道府県に1つずつ定められています。

● 特定最低賃金

特定の産業について設定されている最低賃金です。

最低賃金の対象となる賃金

毎月支払われる基本的な賃金が対象となります。実際に支払われる賃金から、下の①～⑥を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金以上を確認する方法

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかを確認するには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額の時間額で比較します。日給・月給・歩合給等である場合でも時間額に換算して比較します。

● 時間給制の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

● 日給制の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には

日給 \geq 最低賃金額(日額)

● 月給制の場合

月給 \div 1カ月の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

● 出来高払制その他の請負制の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で割った時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

● 時間給・日給・月給・出来高払制などの組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれを時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。